仕様書等に関する質問回答書

件名	下水道管路の全国特別重点調査業務委託
場所	京都市内一円

NO.	該当箇所（図面番号・仕様書番号等）	質問事項	回　答 （京都市上下水道局記入欄）
1	委託業務設計書	設計協議（中間5回）について、下水道用設計標準歩掛における管路施設実施設計（基本設計）の歩掛を採用されておりますでしょうか。 異なるようなら、基準書およびその項目等、もしくは採用人工をご教示ください。	「下水道用設計標準歩掛表 令和6年度 －第3巻 設計委託－」における管路施設実施設計業務（基本設計）の歩掛を使用しています。
2	委託業務設計書	上記質問について、管路施設実施設計（基本設計）の歩掛を採用せれている場合、中間打合せに主任技士を計上しているかご教示ください。	中間打合せに主任技士を計上しています。
3	委託業務設計書	電子成果品作成費について、算定式は『概略・予備または詳細設計』、もしくは『その他の設計業務』のどちらを採用されているかご教示ください。	電子成果品作成費については、「下水道用設計標準歩掛表 令和6年度 －第3巻 設計委託－」における電子成果品作成費（下水道施設設計業務（管路、ポンプ場、終末処理場））を基に計上しています。
4	特記仕様書 2－(1).対象箇所 2－(3).管渠内調査項目	管内（特に伏越部分）において、調査の支障となるような土砂堆積があった場合は、貴市にて土砂清掃を別途実施していただくとの理解でよろしいでしょうか。（コンサルタント元請の場合、廃掃法遵守等により清掃対応不可と考えるため）	調査の支障となるような土砂堆積があった場合には、協議の上、土砂清掃作業を本業務に追加し、設計変更の対象とします。なお、浚渫した土砂は本市の鳥羽水環境保全センターにて処理することを想定しているため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用外となります。
5	特記仕様書 2－(1).対象箇所 2－(3).管渠内調査項目	本業務の大部分は調査業務ですが、調査業務に関して再委託は可能と認識してよろしいでしょうか。 また、調査業務数量が多大であるため、再委託先からの再々委託は可能と認識してよろしいでしょうか。	調査業務については、再委託の内容に問題がない限り、再委託を認めます。再々委託についても同様です。

6	特記仕様書 2-(1).対象箇所 2-(3).管渠内調査項目	本業務は調査数量が多大であることから、現場調査は、元請コンサルタントの責任の下、再委託先(調査会社)のみによる現場対応とし、元請コンサルタントの現場立ち合いを必須としないとの理解でよろしいでしょうか。(元請コンサルタントの常時立会が必要な場合、膨大な作業人工を要することから現実的に対応困難と考えるためです) 但し、調査時に受託企業として対応すべき事案(現場トラブ等)が発生した場合は、元請コンサルタントの担当者が現地で対応します。	調査業務を再委託される場合、受注者が必ずしも現場臨場していただく必要はありません。ただし、当局との連絡体制を確保し、当局が求めた場合には速やかに対応していただく必要があります。 受注者の責において業務を再委託されることをご理解ください。
7	特記仕様書 2-(1).対象箇所 2-(3).管渠内調査項目	地元向け周知作業(調査対象エリアの住民や企業への調査実施のお知らせ行為)は本業務の対象外であり、貴市にて実施していただけるとの理解でよろしいでしょうか。ただし、調査時の道路占用等により、地元の車両の出入り等に支障が生じる場合は、当該箇所に対して個別に周知対応します。	調査業務における、地元への周知は本業務に含みます。
8	特記仕様書 2-(2).調査計画の作成	調査計画を作成するためには、現場状況(人孔内の状況を含む)を確認する必要があります。本業務では人孔調査が当初には含まずに追加予定とされており、人孔調査追加前の業務内容では現場状況の確認が困難と考えます。調査計画の作成のための現地確認作業は、本業務の追加設計変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	特記仕様書に記載のとおり、マンホール調査業務を追加する予定であり、マンホール調査業務により現場状況の確認は可能と考えております。
9	特記仕様書 5-(2).設計図の作成	構造計算を伴う修繕工法や改築工法が発生した場合は、構造計算業務に関しては別途委託または本業務における増額対象との理解でよろしいでしょうか。	協議により、構造計算が必要となった場合には、設計変更の対象とします。
10	特記仕様書 2-(3).管渠内調査項目	水替工の土嚢積みにおきまして、使用した土嚢は処分はどのようにお考えでしょうか。(本業務の産業廃棄物と処分するのか、市指定の下水処理場に移送すればよいのか等をご提示ください)	鳥羽水環境保全センターにて処理することを想定しています。あわせて№4を参照してください。
11	特記仕様書 2-(8).優先箇所	令和7年7月末までに調査結果の整理を行うこととの指定がありますが、業務着手から7月にかけては梅雨時期であり、調査が予定通りに完了しないリスクがあります。当該リスクが発生した場合、不可抗力起因のよるものであるため、受託者の契約不適合には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	調査については、気象状況等による受注者の責に帰すことができない事象により、令和7年7月末までに完了できなかった場合は、債務不履行等に該当しません。ただし、上記理由により調査できなかった場合においても、優先箇所の調査結果の整理は令和7年7月末までに完了する必要があり、調査完了後に改めて整理が必要です。

12	業務委託設計書 仮設工（参考数量）	当初契約は、仮設工（参考数量）に記載の内容とし、現場状況に応じて数量や項目の変更が生じた場合は、設計変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	協議により、仮設工の数量や項目に変更が必要とされる場合、設計変更の対象とします。
13	業務委託設計書 対象管渠リスト	特記仕様書に添付された対象管渠リストをExcelデータでご提供いただけないでしょうか。管渠調査費用積算のために使用いたします。	設計書及び特記仕様書を基に管渠調査費用を積算して下さい。